

中納言グルメイト PLUS カード会員規約

第 1 章 一般条項

(会員)

- 第 1 条 会員とは、本規約を承認のうえ、ライフカード株式会社の提携先である株式会社中納言または株式会社中納言の指定する販売店（以下「甲」という）を通じてライフカード株式会社（以下「乙」という）に入会をされ、乙が入会を認めた方をいいます。
2. 会員は、本規約に基づく一切の債務につき、自己の債務として乙に対して責任を負うものとします。

(カードの貸与・管理・有効期限)

- 第 2 条 乙は、会員 1 名につき 1 枚の中納言グルメイト PLUS カード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。なお、カードの所有権は乙に属します。
2. 会員は、カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの署名欄に自署し、以後善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。
3. カードは会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に使用することはできないものとします。また、他人にカード情報（会員番号・有効期限等以下「カード情報」という）の提供を行うことはできないものとします。
4. 会員は第 2 項、第 3 項に違反し、その違反に起因してカードが不正に利用された場合、会員はその利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
5. カードの有効期限は乙が指定するものとし、カード表面に記載した月の末日までとします。
6. 乙が引き続き会員として認める場合は、新しいカードを送付します。この場合、会員は、有効期限経過後のカードを直ちに切断のうえ破棄するものとします。
7. カード有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約が適用されます。

(年会費)

- 第 3 条 年会費は乙が負担するものとします。

(暗証番号)

- 第 4 条 会員は、入会申込み時に暗証番号を乙へ届け出るものとします。ただし、届出がない場合または乙が暗証番号として不適切と判断した場合には、乙の指定した暗証番号を登録することをあらかじめ承諾するものとします。
2. 暗証番号は、他人に類推されやすい番号をさけ、他人に知られないよう十分注意するものとします。登録された暗証番号が使用されたときは、暗証番号の管理について会員に故意または過失がないと乙が認めた場合を除き、その利用代金はすべて会員の負担となります。

(カードの機能)

- 第 5 条 会員は、カードを利用して、甲で買い物（権利の売買契約を含む。以下同じ）やサービス（以下「役務」という）の提供を受けること等（以下「カードショッピング」という）ができるものとします。また、会員は、カードを利用して乙から金銭の借入れを受けること（以下「カードキャッシング」という）ができるものとします。

(カードの利用可能枠)

- 第 6 条 カードショッピングの利用可能枠は、乙が定めた金額とし、会員に通知するものとします。ただし、乙が適当と認めた場合は、いつでも利用可能枠を増額または減額できるものとします。
2. カードショッピングの利用可能枠のうち、2 回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、残高スライド元利定額リボルビング払い（手数料 within 方式：以下「リボルビング払い」という）が利用できる利用可能枠（以下「割賦払い利用可能枠」という）を、乙は定めるものとします。また、割賦販売法の所定の要件等に対応するため、割賦払い利用可能枠の範囲内で、実際に利用できる金額を減額または増額がなされることについてもあらかじめ会員は承諾するものとします。なお、会員は、割賦払い利用可能枠を超えて上記の支払方法でカードを使用してはならないものとします。割賦払い利用可能枠を超えて上記の支払方法でカードを使用した場合、割賦払い利用可能枠を超えた金額を一括して直ちに支払うものとします。
3. カードキャッシングの利用可能枠は、乙が認めた金額とし、会員に通知するものとします。ただし、乙が適当と認めた場合は、いつでも利用可能枠を減額できるものとし、会員が乙所定の方法で増額を申し出たとき又は会員の信用状態に基づいて乙が所定の審査によって認めた場合は、通知した利用可能枠にかかわらず、乙の認める範囲で利用可能枠を増額できるものとします。なお、会員は、乙所定の方法によりいつでも利用可能枠の減額を申し出ることができ、乙は、会員から申出があった場合は、利用可能枠を申出額まで減額するものとします。また、貸金業法の所定の要件等に対応するため、利用可能枠の範囲内で、実際に利用できる金額の減額または増額が随時なされることについてもあらかじめ会員は承諾するものとします。
4. 会員は、乙が認めた場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。また、乙の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちに支払うものとします。

(支払い)

- 第 7 条 カードショッピングの利用代金および手数料（以下「カードショッピングの支払金」という）並びにカードキャッシングの融資金および利息（以下「カードキャッシングの支払金」という）、その他本規約に基づく会員の乙に対する一切の支払債務（以下これらを総称して「カード利用による支払金等」という）は、会員があらかじめ乙に届け出た乙指定の金融機関の預金口座（以下「振替口座」という）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、振替口座の届出遅延、金融機関に対する振替口座設定手続不備、会員の金融機関との口座振替契約の解約その他振替口座の設定がされていない場合その他乙が特に指定した場合には、乙指定の金融機関口座への振込みその他の方法によるものとします。なお、乙の指定の方法のうち、会員がコンビニエンスストアの収納代行を利用してカード利用による支払金等の支払いを行ったときは、コンビニエンスストアが返済金を受領したことにより、乙への支払いがなされたものとします。
2. カード利用による支払金等の支払日は以下の定めによるものとし、ご利用代金明細書等に表示します。
- (1) カード入会後振替口座の設定手続が完了するまでは毎月 27 日（加盟店でカード入会と同時に初回カードショッピングを利用する方式の申込

みの場合は毎月3日)とします。

(2) 振替口座の設定手続が完了した以降は当該金融機関の振替日(毎月3日、26日、27日、28日、29日のうち、当該金融機関・乙所定の日となります。以下同じ)とし、振替口座が変更された場合を除き、決定した金融機関の振替日をもって支払日とします。

(3) 振替口座が変更された場合は、変更後の金融機関の振替日をもって支払日とします。

3. 支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とします。

(支払金等の充当順序)

第8条 会員の返済した金額が本規約およびその他の契約に基づき乙に対して負担する一切の債務を完済させるに足りない場合は、会員への通知なくして乙が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

(費用等の負担)

第9条 会員は、カードショッピングおよびカードキャッシングに関して、以下の費用を負担するものとします。

(1) 支払い遅滞時に乙が金融機関に再度口座振替を依頼した場合の再振替手数料として振替手続回数1回につき220円(税込)。

(2) 乙が第12条第1項に基づき会員に対しカードの再発行をした場合における、乙所定のカード再発行手数料。

(3) 会員が乙に支払う費用等に係る消費税が増税等の事情により増額となった場合における当該増額分。

(4) 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの。

2. 会員は、カードキャッシングに関して、乙が提携する金融機関等のATMでカードキャッシングを利用した場合またはカードキャッシングの支払金の返済をした場合に、ATM利用料を負担するものとします。なお、ATM利用料は、利用金額が10,000円以下の場合には110円(税込)、および利用金額が10,000円を超える場合には220円(税込)とします。

3. 会員は、カードショッピングに関して、印紙税、公正証書作成費用等の契約締結費用、および振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料、その他乙に対する債務の弁済の費用を負担するものとします。また、当該負担の一部として次の各号の費用を支払うものとします。

(1) 支払事務に係る手数料として440円(税込)。ただし、乙は、乙が認める場合には、当該手数料を請求いたしません。

(紛失・盗難等)

第10条 カードまたはカード情報が紛失・盗難・詐取・横領等(以下単に「紛失・盗難」という)により、他人に不正利用された場合、会員は、その不正利用代金について全て支払いの責を負うものとします。

2. 会員は、カードまたはカード情報が紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を乙に通知し、最寄りの警察署に届け出るものとします。乙への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。ただし、カード情報の紛失・盗難については、乙への通知で足りるものとします。

3. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。

4. 第3項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その不正利用代金について会員が支払いの責を負うものとします。

(会員保障制度)

第11条 第11条の規定にかかわらず、カードまたはカード情報の紛失、盗難により、他人に不正使用された場合でも、乙が別に定めるカード会員保障制度規約の定めにより乙が認めた場合には、当該不正使用による会員の損害を保障するものとします。

(カードの再発行)

第12条 カードは、原則として、再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で乙が認めた場合に限り、再発行するものとします。

2. 悪用被害を回避する目的等で、乙が必要と認めた場合、会員はカードの差替えに協力するものとします。

(カード郵送途中の事故に関する補償)

第13条 乙より郵送したカードが会員に直接届くまでの間に、万一、紛失・盗難等により会員以外の者に不正使用された場合、これによって生じた会員の損害については乙が負担するものとします。ただし、乙が会員に対し電磁的方法によりカード情報を付与した場合には、その付与以後に生じた会員の損害は除きます。なお、乙からカードを発送した旨の通知を受けたにもかかわらずカードが未着の場合は、会員は、直ちに乙所定の届出書により乙に届け出るものとします。

(脱会並びにカードの使用停止と返却)

第14条 会員の都合により脱会する場合は、乙あてその旨の届出を行うものとし、直ちにカードを切断後、返却または会員の責任で破棄するものとします。カード利用による支払金等の未払債務を完済したときをもって脱会したものとします。

2. 会員が次のいずれかに該当した場合、乙は、会員に通知することなくカードの使用を停止し、または会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。

(1) 入会時に虚偽の申告をした場合。

(2) 本規約のいずれかに違反した場合。

(3) カード利用による支払金等乙に対する債務の履行を怠った場合。

(4) 会員の信用状態が著しく悪化した場合や途上与信により乙所定のカード使用停止基準に会員が該当した場合。

(5) 転売を目的とした商品購入、その他会員が現金取得を主目的としたカードショッピング利用等(以下「現金取得目的のカード利用等」という)、カードの利用が不適切であるまたは社会的相当性を欠く利用であると乙が判断した場合。

(6) 住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、乙が会員への通知連絡について不能と判断した場合。

(7) 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合。

(8) マネーローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがある場合。

(9) 会員が、本会員として乙から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて第1号から第8号に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合。

(10) その他、乙が会員として不適格と判断した場合。

3. 第2項に該当し、乙、乙の委託先または加盟店がカードの返却を求めたときは、会員は、直ちにカードを返却するものとします。

4. カード回収に要した一切の費用は、会員が負担するものとします。
5. 乙は、次のいずれかの場合には、本会員に対し相当な予告期間を定めて通知することにより、会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 乙が、社会情勢もしくは経済状況の変動または法令の改廃に対応するため、乙の業務またはシステムを変更するためその他の合理的な理由に基づき、会員に対して発行するカードについて、その商品性を変更する必要がある場合。
 - (2) 乙が第三者と提携して発行するカードにつき、当該提携関係を終了すること、当該提携の条件または内容を変更することその他の合理的な理由に基づき、会員に対して発行するカードにつき継続して発行することが困難となった場合。

(期限の利益喪失)

- 第 15 条 会員が次のいずれかに該当した場合は、本規約に基づく一切の債務およびその他の契約に基づいて乙に対し負担する一切の支払債務について、当然に期限の利益を失い当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。
- (1) カードショッピングの支払金の支払いを遅滞し、乙から 20 日以上相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらずその期限までに支払いのなかった場合。
 - (2) カードショッピングの目的・内容が会員にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する取引について、会員がカードショッピングの支払金の支払いを 1 回でも遅滞した場合。
 - (3) カードキャッシングの支払金の支払いのうち元本または利息制限法所定の制限利率を超えない範囲の利息の支払いを 1 回でも遅滞した場合。
 - (4) 強制執行、仮処分、仮差押などの申立てを受けたり、その他会員の信用状態が著しく悪化した場合。
 - (5) カードの他人への貸与、譲渡、質入れ、担保提供等、もしくはカード情報の他人への提供、または商品（権利を含む。以下同じ）の質入れ、担保提供、譲渡、賃貸等、乙のカードの所有権および商品の所有権を侵害する行為もしくはこれに準ずる行為をした場合。
 - (6) 乙に対する他の支払債務について期限の利益を失った場合。
 - (7) 乙からの書留郵便による通知が申込書上の住所（住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所）あてに発送されたにもかかわらず転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒絶の理由で通知が到達しなかった場合で当該通知発送の日より 20 日間経過したとき。ただし、受取拒絶をなすにつき正当な理由があり会員がこれを証明した場合は、この限りではないものとします。
 - (8) 第 14 条第 2 項第 5 号に該当する行為を行った場合。
2. 会員が次のいずれかに該当した場合は、乙の請求により期限の利益を失い、乙に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
- (1) 入会申込みに際して虚偽の申告があった場合。
 - (2) 特定商取引に関する法律に定める中途解約権の行使、その他本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。

(届出事項の変更)

- 第 16 条 会員は、乙に届け出た住所・氏名・電話番号・電子メールアドレス・勤務先（連絡先）・国籍、在留資格、在留期間、取引を行う目的・指定預金口座等について変更があった場合には、所定の届出書により乙に通知するものとします。
2. 会員は、第 1 項の住所・氏名等の変更の通知を怠った場合、乙からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、乙が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、第 1 項の住所・氏名等の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があり、会員がこれを証明した場合は、この限りではないものとします。
 3. 会員は入会后、運転免許証を新たに取得した場合（運転免許取消し後に運転免許証を再取得した場合を含む）、乙所定の方法により乙へ運転免許証番号を通知するものとします。
 4. 乙は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員は届出に応じるものとします。

(債権譲渡)

- 第 17 条 会員は、乙が必要と認めた場合、乙が本規約に基づく会員に対する債権を第三者に担保に入れ、または譲渡すること、および乙が譲渡した債権を再び譲り受けることを、あらかじめ承諾します。
2. 第 1 項の債権譲渡をした場合においても、譲受人は乙に集金事務を委託するものとし、譲受人から会員に対し集金事務終了を通知するまでは、会員は、乙に本規約上の債務を各条項に従い弁済するものとします。

(規約の変更・承認)

- 第 18 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、乙のホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。
- (1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
2. 乙は、あらかじめ変更後の内容を乙のホームページにおいて公表する方法または通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後変更後の規約が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

- 第 19 条 会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地および乙の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(消費税)

- 第 20 条 本規約にかかわる諸手数料・その他について消費税が賦課される場合、または消費税率が変更される場合は、会員は、当該消費税相当額または当該増額分を負担するものとします。

(住民票取得等の同意)

- 第 21 条 カード入会申込者および会員は、本申込みにかかわる審査のため、または途上管理にかかわる審査のため、もしくは債権管理のために、乙が必要と認めた場合には、カード入会申込者または会員の住民票等を乙が取得し利用することに同意するものとします。なお、会員は、乙が住民票等の取得に際し、会員の入会申込書の写し、乙の債権の状況を証する資料、その他交付条件とされた資料を行政機関に提出することに異議ないものとします。
2. 会員は、カード発行後も、第 16 条第 1 項の住所・氏名等の確認手続を乙が求めた場合にはこれに従うものとします。また、乙は、運転免許証等・住民票・年収証明等本人確認又はカード利用確認のための書類の提出を求めることがあり、会員はこれに協力するものとします。
3. 乙は会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律等の適用)

- 第 22 条 会員は、入会后、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号または第 2 号に掲げる外国の重要な公的地位にある者等に新たに該当した場合、所定の届出書により乙に通知するものとします。
2. 乙は、会員が第 1 項に定める者に該当し、または該当する可能性があると判断した場合、乙が指定する書面の提出、乙が指定する事項の申告等の追加確認を行うものとし、会員はこれに同意するものとします。
3. 乙は、第 2 項に定める追加確認が完了するまでの間、会員に通知することなく、カードの利用を停止することができるものとします。また、第 2 項に定める追加確認が完了した場合でも、カードキャッシングの利用を停止することがあります。
4. 会員は、乙が犯罪による収益の移転防止に関する法律および同法に関連するガイドライン等に基づき行う、会員に関する情報や具体的な取引の内容等の確認に関して、運転免許証その他の資料またはその写しの提出を求めたときは、これに協力するものとします。
5. 第 4 号の確認に関して会員の協力が得られない場合は、第 14 条第 2 項の定めに基づき、乙は、会員に通知することなくカードの使用を停止し、または会員の資格を取り消すことができるものとします。

(付帯サービス等)

- 第 23 条 会員は、付帯サービスを、乙またはサービス提供会社が別に定めるところに従い利用することができます。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用条件、利用方法その他これに関連する事項については、乙が本会員に通知し、または乙ウェブサイトその他の乙所定の方法により公表します。
2. 乙またはサービス提供会社が必要と認めた場合、乙またはサービス提供会社は、付帯サービスの全部または一部について、会員へのあらかじめの通知を行うことなく、その内容、利用条件もしくは利用方法を変更しまたはその提供を一時的に中止もしくは廃止することができるものとします。
3. 会員が第 14 条に定める脱会、カードの使用停止、または会員資格の取消となった場合には、当該会員は、当然に付帯サービスを利用することができないものとします。
4. 会員は、付帯サービスにつき、合理的な範囲を超えて濫用的である利用を行ってはならないものとします。
5. 会員が乙に対する債務の履行を遅滞している場合、付帯サービスの利用が合理的な範囲を超え濫用的でありまたはそのおそれがある場合、本規約の定めによりその貸与されたカード等が利用停止となった場合その他相当の理由がある場合には、乙は、会員の付帯サービスの利用を拒みまたは制限することができるものとします。

(手数料率、利率の変更)

- 第 24 条 乙は、別に定める分割払もしくはリボルビング払いの手数料率、カードキャッシングの利率または遅延損害金の利率（以下総称して「基準料率」といいます。）について、金融情勢等の変化により、変更することができるものとします。なお、変更後の基準料率については、あらかじめ会員に通知し、または容易に知りうる状態に置くものとします。
2. 第 1 項により、乙が変更後の基準料率を通知したとき、または容易に知りうる状態に置いたときは、変更後の基準料率が適用される時点におけるリボルビング払いの未決済残高またはカードキャッシングの未決済残高（以下総称して「残高」といいます。）の全額および基準料率変更後の利用分に対して、以後、変更後の基準料率が適用されることに、会員は異議がないものとします。

第 2 章 カードショッピング条項

(カードショッピングの利用方法)

- 第 1 条 会員は、第 1 章第 5 条第 1 項の定めに基づき、甲でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うこと、または CAT・POS（信用照会端末機）で所定の利用方法に基づきあらかじめ乙に届け出た暗証番号（4 桁）を打鍵し、もしくは自己の署名を行うことにより買い物と役務の提供を受けること等ができるものとします（1 回の利用が乙所定の金額を超える場合は、カードの利用可能枠の範囲内であっても乙の承認が必要となります）。ただし、乙が特に認めた場合は、カードの提示を省略するなどこれに代わる方法をとることができるものとします。
2. 商品の所有権は、当該カードショッピングの支払金完済まで乙にあることを、会員は認めるものとします。
3. 乙は、会員がカード利用可能枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、カード利用可能枠以内であっても短期間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、あるいは第三者による不正利用の疑いがある場合において、カードの利用を一時的に保留または停止することがあります。
4. カードの利用に際して、利用金額（現金価格）、購入商品・権利や提供を受ける役務によっては、乙の承認が必要となります。
5. 乙は、第三者によるカードの不正使用を回避するため乙が必要と認めた場合、加盟店に対し会員のショッピング利用時に本人利用確認の調査を依頼することがあり、会員は調査に協力するものとします。
6. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含みます。以下本項において同じ）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正使用を防止する目的のために、乙が当該加盟店より依頼を受けた場合、乙において会員の会員番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が乙に届け出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
7. 会員は、乙が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用料金の決済手段として、会員がカード情報を事前に加盟店に登録する方法によりショッピング利用をすることができます。この場合において、退会その他の事由による会員資格の喪失、カード番号の変更、その他当該登録内容に変更等があったときは、会員は、加盟店へ通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。ただし、当該加盟店の要請によりカード情報の変更情報等を乙が会員に代わって加盟店に通知する場合があります。

8. 会員は、現金取得目的のカード利用等をしてはならないものとします。

(カードショッピングの締切日・支払方法等)

第2条 カードショッピングの支払金の支払方法は、1回払いとします。

2. カードショッピングの利用代金は、毎月末日に締め切り、翌月の支払日（支払日が毎月3日の場合は翌々月3日）に乙に支払うものとし、以後も同様とします。なお、事務上の都合により翌月以降からの支払いとなることがあります。
3. 支払回数、支払期間、包括信用購入あっせんの手数料（以下「手数料」という）は、下記の通りとします。

●甲で利用の場合

支払回数（回）	1
支払期間（か月）	1
手数料の料率（実質年率・％）	0
現金価格100円当たりの手数料の額（円）	0

4. 会員は、手数料の料率が金融情勢等により一般に行われる程度のものに変更されること、並びに乙から料率変更の通知をした後は第1章第18条の規定にかかわらず残債務額に対して改定後の料率が適用されることに異議ないものとします。

(遅延損害金)

第3条 会員がカードショッピングの支払金を遅滞した場合は、支払日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額。

2. 会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額。

(見本・カタログ等と提供内容の相違)

第4条 会員が見本・カタログ等により申込みをした場合において、引き渡され、または提供された商品、役務が見本・カタログ等と相違していることが明らかとなるときは、速やかに会員は、加盟店に商品の交換または再提供を申し出るか、または当該売買契約や役務提供契約（以下「売買契約等」という）の解除をすることができるものとします。なお、売買契約等を解除した場合は、会員は、速やかに乙に対しその旨を通知するものとします。

(支払停止の抗弁)

第5条 会員は、下記の事由が存する場合は、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、役務について、支払いを停止することができるものとします。

- (1) 商品の引渡し、権利の移転または役務の提供（権利の行使による役務の提供を含む。以下同じ）がなされていないこと。
- (2) 商品に瑕疵（欠陥）があること。
- (3) その他商品の販売や役務の提供について、甲に生じている事由があること。
2. 乙は、会員が第1項の支払いの停止を行う旨を乙に申し出た場合は、直ちに所要の手続きをとるものとします。
3. 会員は、第2項の申出をする場合は、あらかじめ上記の事由の解消のため、甲と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、第2項の申出をした場合は、速やかに上記の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと）を乙に提出するように努めるものとします。また、乙が上記の事由について調査する必要がある場合は、会員は、その調査に協力するものとします。
5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、支払いを停止することはできないものとします。
- (1) カードショッピングの目的・内容が会員にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する場合。
- (2) 会員の指定した支払回数が1回払いの場合。
- (3) 割賦販売法に定めのない権利である場合。その他乙の債権を侵害する行為をした場合。
- (4) 会員による支払いの停止が信義に反すると認められる場合。
6. 会員は、乙がカードショッピングの支払金の残額から第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求した場合は、控除後のカードショッピングの支払金について支払いを継続するものとします。

第3章 カードキャッシング条項

(カードキャッシングの利用方法)

第1条 会員は、下記のいずれかの方法により、乙からカードキャッシングを受けることができるものとします。

- (1) 乙指定のCD（現金自動貸出機）・ATMで所定の利用方法に基づき、あらかじめ乙に届け出た暗証番号（4桁）と希望金額を打鍵したとき。
- (2) 会員が乙の指定する窓口でカードを提示し、所定の手続きをしたとき。
- (3) 会員が乙所定の申込書に所定の項目を記入し、郵便で申込んだとき。
- (4) 乙営業店へ電話で、所定の申込手続きをしたとき（金員は、乙より第1章第7条の指定口座へ振り込みます）。
- (5) その他、乙所定の方法による手続きを会員が行ったとき。
2. カードキャッシングは、乙が認めた会員のみが、そのサービスを受けることができます。

(カードキャッシングの締切日・支払方法等)

第2条 カードキャッシングの融資金は1万円単位とし、支払方法は残高スライド元利定額リボルビング払い（利息within方式：以下「リボルビング払い」という）、翌月一括払いのうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。

2. カードキャッシングの支払方法は、以下のとおりとします。
- (1) 融資金をリボルビング払いにより返済する場合、会員は、カードキャッシングの締切日における残債務額に対して、原則として実質年率18.0%の利息を支払うものとし、利息計算は以下のとおり日割計算[1年を365日（閏年は366日）とし、円未満切捨て。以下同じ]とします。
- (2) 融資金を翌月一括払いにより返済する場合、会員は、元本に対して、原則として実質年率18.0%の利息を支払うものとし、利息計算は以下

のとおり日割計算とします。

●利息の計算方法：残債務額（残元本）×実質年率×「利用日または前回支払日」の翌日～支払日までの日数÷365（閏年の場合は366）

（3）カードキャッシングを利用した場合において以下のいずれかに該当したときは、第1号および第2号にかかわらず、当該カードキャッシングの融資金に対する利息については実質年率15.0%が適用されるものとします。

ア．当該カードキャッシングの1回の利用による融資金が100万円以上のとき。

イ．本規約および本規約以外の乙との融資取引上の残債務額（残元本）と当該カードキャッシングの融資金を合算した額が100万円以上のとき。

- 3．カードキャッシングの融資金は毎月末日に締め切り、リボルビング払いの場合は第4項に定める金額（利息のみで第4項に定める金額を超える場合は当該金額。また、前月末残債務額に利息を加えた額が支払額以下となる場合は当該金額）を、翌月一括払いの場合は元本に利息を加えた額を、会員は、翌月の支払日（支払日が毎月3日の場合は翌々月3日）に乙に支払うものとし、以後も同様とします。
- 4．リボルビング払いの月々の支払額は、前月末残債務額に応じて下表のとおりとし、前月末残債務額が30万円を超える場合、前月末残債務額10万円当たり7,000円単位で支払額が増額するものとします。支払額には第2項に定める方法により計算された利息を含むものとします。また、ボーナス併用払いは年2回を限度とし、支払月および加算金額（1,000円単位）は、会員があらかじめ乙に届け出るものとします。なお、毎月の支払額について、乙所定の方法により変更の申込みを行い、乙が認めた場合は、当該変更後の支払額が適用されます。

前月末残債務額	支払額
1円 ～ 20万円	～9,000円
20万円超 ～ 30万円	16,000円

- 5．乙が会員に交付するカードキャッシングの利用都度書面（貸金業法第17条第1項に基づく書面）またはマンスリーステートメント書面（貸金業法第17条第6項に基づく書面）に記載される返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、これらの書面に記載されたカードキャッシング利用の後に利用されるカードキャッシング利用その他の事由により変動するものとします。
- 6．会員は、利息の利率が金融情勢等により一般に行われる程度のものに変更されること、並びに乙から利率変更の通知をした後は第1章第18条の規定にかかわらず残債務額に対して改定後の利率が適用されることに異議ないものとします。
- 7．会員の申出があり乙が承認した場合、会員は、カードキャッシングの支払金等の支払方法について、第1項において支払方法指定後に、リボルビング払いに変更できるものとします。但し、支払方法の変更は、乙が指定する期間内に当該申出を行う必要があるものとします。

（遅延損害金）

第3条 会員がカードキャッシングの支払金等の支払いを遅滞した場合は遅滞した金額に対して支払日の翌日より支払日に至るまで年20.0%、また期限の利益喪失の場合は未払債務（元本分）に対して期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで年20.0%の遅延損害金を乙に支払うものとします。

（期限前の返済）

第4条 会員は、本規約に定めるカードキャッシングの支払金の全部または一部を約定期日前に返済することができます。この場合、会員は、乙へ事前に電話連絡のうえ、乙の指定日に乙の指定額を乙指定の金融機関口座へ振り込む方法により、または乙の指定額を乙に持参する方法により返済するものとします。ただし、約定期日前に、支払日までの利息以下の金額を支払った場合は、約定期日到来まで預り金扱いとなり、約定期日が到来したときにカードキャッシングの支払金等の返済に充当される場合があることに会員はあらかじめ同意するものとします。

（カードキャッシングの利用停止）

第5条 乙は、貸金業法に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、乙所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、カードキャッシングの利用を停止できるものとします。

（マンスリーステートメント方式による書面交付の終了）

第6条 会員は、カードキャッシングの利用・返済に関しマンスリーステートメント方式による書面交付に同意している場合において、カード利用による支払金等乙に対する債務の履行を怠るなどの事情によりカード利用代金明細書が発行されない状態となったときは、マンスリーステートメント方式による書面交付は終了となることにあらかじめ同意するものとします。

【貸金業務に係る指定紛争解決機関】

日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター
東京都港区高輪 3-19-15 〒108-0074
TEL. 03-5739-3861

【反社会的勢力の排除について】

- 1．会員は、会員が現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことをライフカード株式会社（以下「乙」という）に確約するものとします。
- （1）暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）。
- （2）暴力団員（暴力団の構成員）および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者。
- （3）暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）。
- （4）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）。
- （5）総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）。

- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）。
 - (7) 特殊知能暴力集団等（第1号から第6号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的繋がり有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）。
 - (8) テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者。
 - (9) 第1号から第8号に掲げる者（以下「暴力団員等」という）の共生者（暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または、暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用して自らの利益拡大を図る者（暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者））。
 - (10) その他第1号から第9号に準ずる者。
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを乙に確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 乙との取引に関して脅迫的な言動をし、もしくは暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し偽計を用いもしくは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 会員が第1項に該当し、もしくは第2項に該当する行為をし、または第1項に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、乙は会員に通知することなくカードの使用を停止し、または会員の資格を取消すことができるものとします。この場合、会員は乙に対する未払債務を直ちに支払うものとします。
4. 第3項により会員の資格を取消した場合でも、乙に対する未払債務があるときはそれが完済されるまでは本規約の各条項が適用されるものとします。

【カード会員保障制度規約】

（カード会員保障制度の内容）

第1条 カード会員保障制度（以下「本制度」という）とは、ライフカード株式会社（以下「乙」という）が会員に発行するクレジットカード（以下「カード」という）または会員番号・有効期限・セキュリティコード等（以下「カード情報」という）が、紛失・盗難その他の事由（以下単に「紛失・盗難」という）により保障期間中に他人に不正使用された場合において、会員が被る損害を乙が保障する制度です。

（保障期間）

第2条 本制度の保障期間はカード登録日から1年間とし、初日の午前0時から末日の午後12時に終わります。

2. 本制度は、カード会員資格存続中は毎年自動更新となります。

（紛失・盗難届出と損害保障期間）

第3条 カードまたはカード情報が紛失・盗難にあったときは、会員は直ちにその旨を乙および最寄りの警察署へ届けるとともに、乙所定の届出書を提出するものとします。ただし、カード情報の紛失・盗難については、乙への通知で足りるものとします。

2. 乙が発行したカードが未着であることを知ったときは、会員は直ちにその旨を乙へ連絡するとともに、乙所定の届出書を提出するものとします。

3. 第1条により乙が保障する損害は、前述の紛失・盗難の通知を乙が受理した日の60日前以降に行われた不正使用による損害とします。

（保障されない損害）

第4条 次のいずれかに該当する場合、またはそれに起因してカードまたはカード情報が不正使用された場合、乙は保障の責を負わず、その損害の全部を会員が負担するものとします。

- (1) 会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
- (2) 会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用された場合。
- (3) 他人に譲渡、貸与または担保差入れしたカードまたはカード情報によって生じた場合。
- (4) 会員規約に違反している状況において紛失・盗難が生じた場合。
- (5) カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。
- (6) 戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難が生じた場合。
- (7) 紛失・盗難の通知を乙が受理した日の61日以前に損害が生じた場合。
- (8) 会員が乙の請求する書類を提出しなかったり、乙が行う被害状況の調査に協力せず、また損害防止軽減のための努力を行わなかった場合。
- (9) 暗証番号の入力を伴う取引で損害が生じた場合。ただし、乙に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと乙が認めた場合はこの限りではありません。
- (10) 転売を目的とした商品購入、その他会員が現金取得を主目的としたカードショッピング利用等、社会的相当性を欠く利用を行った場合。
- (11) その他、会員が乙の指示に従わなかった場合。

（損害の保障手続き・調査）

第5条 会員が乙に損害の保障を請求する場合、会員は、カードまたはカード情報の紛失・盗難による損害の発生を知ったときから30日以内に被害状況等を記載した損害報告書、最寄りの警察署の被害届出証明または盗難届出証明等、乙が損害の保障に必要と認める書類を乙に提出するものとします。

2. 乙または乙の委託を受けた者が、第1項の被害状況等の調査を行う場合、会員はこの調査に協力するものとします。

3. 乙が必要な調査を終えたときは、遅延なく損害を保障するものとします。

【相談窓口】

- 1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 2. 本規約についてのお問い合わせ、乙に対するご相談、ご意見、苦情および支払停止の抗弁に関する書面（第2章第6条第4項）については、下記ライフカード株式会社におたずねください。

ライフカード株式会社

登録番号 関東財務局長（5）第 01481 号

カスタマーセンター

横浜市青葉区荏田西 1-3-20 〒225-0014

TEL. 03-6840-3232（受付窓口/インフォメーションセンター）

【個人情報の取り扱いに関する同意約款】
（個人情報の収集・利用・保有）

- 第 1 条 カード入会申込者（以下「申込者」という）および会員（以下「会員」という）は、ライフカード株式会社（以下「乙」という）に対するクレジットカード申込み（申込みにより成立する契約を含み、以下単に「本契約」という）を含む乙との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（これらを総称して「個人情報」という）を乙が保護措置を講じたいうで、以下の各条項（以下「本約款」という）により収集・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカードご利用代金のお支払等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することおよび途上与信を含むものとします。
- （1）乙が取得した申込者および会員の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号（電話接続状況、接続状況調査年月日、移転先電話番号を含む。以下この条において同じ。）、メールアドレス、勤務先（お勤め先内容）、家族構成、住居状況等の属性に関する情報（本契約締結後に乙が申込者および会員から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む）。なお、会員が法人である場合は、乙が取得した法人名、代表者名、所在地、電話番号等の法人識別情報。
 - （2）本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、包括信用購入あっせんの手数料、毎月の分割支払金または弁済金（支払額）、支払方法、振替口座等、本契約の内容に関する情報。
 - （3）本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、債権譲渡等の情報等、会員との取引に関する情報。
 - （4）本契約に関する会員の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、乙が取得した会員の資産、負債、収入、支出、乙が収集し保有・管理するクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況。
 - （5）本契約の申込者が会員に相違ないことを確認するため、申込者から原本の提示または写しの交付を受けた運転免許証、健康保険証等の本人確認資料等に記載された本人識別情報（以下「本人確認情報」という）または審査資料に記載の情報、もしくは本人特定または所在確認のために乙が窓口で請求し自ら交付を受けた戸籍謄本、住民票等に記載の情報。
 - （6）会員が乙との間で既に締結した契約がある場合、当該契約の申込み等をした事実および当該契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報並びに債権の回収や途上与信を通じて得られた情報。
 - （7）お電話でのお問い合わせ等により乙が知り得た情報、および映像、音声情報（個人の肖像、音声を磁氣的又は光学的媒体等に記録したもの）。
 - （8）官報、電話帳、住宅地図等により公開されている情報。
 - （9）会員のインターネット（乙アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴等の履歴情報、会員の位置情報、およびこれらの情報を分析の上、乙が把握する会員の興味・関心を示す情報。
 - （10）第 1 号から第 9 号に規定する情報の変更後の情報および付帯する個人関連情報。
2. 申込者および会員は、平成 23 年 7 月 1 日付けで株式会社ライフが乙を承継会社として吸収分割を行った後アイフル株式会社に吸収合併されたことに伴い、申込者および会員と株式会社ライフとの間の取引に関しアイフル株式会社が保有している個人情報（アイフル株式会社が株式会社ライフを吸収合併した後において申込者および会員から通知を受ける等により知った変更情報を含む）についてアイフル株式会社から提供を受けて乙が利用することに同意するものとします。なお、本項でいう個人情報の定義は第 1 項に準じるものとします。
3. 会員は、乙と本契約に定める加盟店（以下「加盟店」という）が本契約に基づく立替精算、キャンセル精算、法令に基づく中途解約に伴う精算、加盟店との加盟店手数料等の精算のため、第 1 項第 1 号から第 3 号の個人情報を利用することに同意するものとします。
4. 乙の企業ブランドと共に乙の提携先企業の企業ブランドをあわせ表示したクレジットカード（以下「提携カード」という）を申込みの場合は、乙および提携カードの提携先企業（その親会社、関連会社、提携会社を含み、以下「提携先企業」という）が会員に対し付与するポイントサービス、その他の提携カードに付帯するサービスを乙および提携先企業が共同して提供するために必要な範囲内で第 1 項第 1 号、第 2 号の個人情報を共同して利用することに同意するものとします。
5. 乙が保有する個人情報には、本申込み時に申込者から受領した情報（乙が当該申込みを否決した場合）および本契約が終了し、または会員が完済した後の情報を含むものとし、乙が一定期間利用することに同意します。

（個人情報の利用）

第 2 条 会員は、乙が下記の目的のために第 1 条第 1 項第 1 号、第 2 号の個人情報を利用することに同意します。

- （1）乙の事業における新商品情報のお知らせ、関連するサービス。
- （2）乙の事業における市場調査、商品開発。
- （3）乙の事業における宣伝物・印刷物の送付、送信等の営業案内。

※乙の事業とは、クレジット事業（クレジットカード事業を含む）、融資事業、保証事業、集金代行業、生命保険の募集、損害保険の代理業、加盟店・提携先企業・その他事業者の営業案内等を乙の営業案内等に封入し送付する事業等です。乙の具体的事業については乙ホームページ（<https://www.lifecard.co.jp>）でお知らせしております。

（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）

- 第 3 条 乙が申込者および会員の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、乙が加盟する信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者提供することを業とするものをいう）およびこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」という）に提供し、申込者および会員に関する信用情報（第 3 項第 1 号に定める情報。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会することに同意します。また、乙がこれら信用情報機関から信用情報の提供を受け、申込者および会員の支払能力・返済能力の調査のために利用することに同意します。
2. 乙が申込者および会員の本人の本契約に基づく下表に定める信用情報を乙が加盟する信用情報機関に提供し、これらの信用情報が当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、第 3 項に記載のとおり利用されることに同意します。

乙が提供する信用情報	登録期間
(1) 本契約の申込みに係る事実（本人を特定するための情報および申込みの事実）	乙が信用情報機関に照会した日から6か月間
(2) 本契約に係る事実（本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実）	契約期間中および契約終了後5年以内
(3) 上記、本契約に係る事実と債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	契約期間中および契約終了後5年間

登録情報	登録期間
(1) 本申込みに基づく個人情報（本人を特定する情報ならびに申込日および申込商品種別等の情報）	乙が個人信用情報機関に照会した日から6か月以内
(2) 本契約に基づく個人情報のうち本人を特定するための情報	契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間
(3) 本契約に基づく法人を特定するための情報（会員が法人である場合に限り）	本人を特定する情報、契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間
(4) 契約内容および返済状況に関する情報	契約継続中および契約終了後5年以内
(5) 取引事実に関する情報	契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）

3. 申込者および会員は、乙が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による申込者および会員の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。

- (1) 乙が加盟する信用情報機関は、以下の信用情報を保有します。
 - ア. 第2項により、乙を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報
 - イ. 信用情報機関が収集した ア. 以外の情報
 - ウ. 株式会社シー・アイ・シーは、信用情報機関が保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報およびその関連情報
- (2) 乙が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を以下のとおり利用します。
 - ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理。
 - イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出。
- (3) 乙が加盟する信用情報機関は、信用情報の第1号ア. イ. ウ. を加盟事業者へ提供します。また、信用情報の第1号ア. を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

4. 乙が加盟する信用情報機関の名称および問い合わせ電話番号は以下のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面（電磁的記録を含む）により通知し、同意を得るものとします。

- (1) 株式会社シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関）
TEL. 0570-666-414
<https://www.cic.co.jp>
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。
- (2) 株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
TEL. 0570-055-955
<https://www.jicc.co.jp>

5. 乙が加盟する提携信用情報機関の名称および問い合わせ電話番号は以下のとおりです。

- (1) 【CIC・JICCの提携信用情報機関】
全国銀行個人信用情報センター
TEL. 03-3214-5020

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

(2) CIC と JICC とは互いに提携する信用情報機関です。

6. 第2項により乙が提供する信用情報は、以下のとおりです。

(1) 株式会社シー・アイ・シー (CIC)

申込者および会員の本人を特定するための情報 (氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)。申込・契約内容に係る情報 (契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、等)。支払い等に係る情報 (請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等)。

(2) 株式会社日本信用情報機構 (JICC)

本人を特定するための情報 (氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、申込情報 (申込日および申込商品種別等)、契約内容に関する情報 (契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況に関する情報 (入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)、および取引事実に関する情報 (債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等) となります。なお、会員が法人である場合は、上記に加え、本契約に基づく法人貸付情報 (法人名、代表者名、所在地、電話番号等)。

(個人情報の提供・利用)

第4条 会員は、提携カードの場合において、当該提携先企業が、販売事業、サービス提供事業、その他上記第2条に記載の各目的 (この場合において上記目的中「乙の事業」とあるのは、「提携先企業の事業」と読替えます) のため、乙が第1条第1項第1号、第2号の個人情報を提供し、提携先企業が利用することに同意します。

2. 申込者が提携カードを申し込んだ場合において、カード契約が不成立となった申込者を対象に、提携先企業が ID カード・現金ポイントカード等 (以下「ID カード等」という) の発行を行うときは、提携先企業による ID カード等の発行業務のためにカード入会審査の結果情報および第1条第1項第1号の個人情報のうち ID カード等の発行に必要な個人情報を乙が提携先企業に提供することに同意します。
3. 第1項の提携先企業への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中および本契約終了日から10年間とします。第2項の提供期間は、カード契約不成立となった日から6か月間とします。
4. 乙が、本契約に関する与信業務、与信後の管理業務等の一部または全部を、乙と個人情報の提供に関する契約を締結した乙の委託先企業に委託する場合に、乙が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条第1項の個人情報を当該委託先企業に提供し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。

(個人情報の開示・訂正・削除)

第5条 申込者および会員は、乙に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

- (1) 乙に開示を求める場合には、第8条記載のセンターに連絡してください。開示請求手続き (受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等) 詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、乙ホームページ (<https://www.lifecard.co.jp>) でお知らせしております。
- (2) 個人信用情報機関への開示請求は、第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。

2. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、乙は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

(本約款に不同意の場合)

第6条 乙は、申込者が本契約の必要な記載事項 (カード入会申込書の表面で申込者が記載すべき事項) の記載を希望しない場合および本約款の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本約款第2条による乙からの宣伝物・印刷物の送付、宣伝情報等の送信および第4条による提携先企業から商品等の案内を行うことに同意しない場合でも、これを理由に乙が本契約を拒否することはないものとします。なお、第2条に同意しない場合でも、乙が会員に対して送付する請求書に同封される宣伝物・印刷物の抜き取りはできません。

(同意の取消)

第7条 第2条および第4条による同意を得た範囲内で乙が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の第2条による乙からの宣伝物・印刷物の送付、宣伝情報等の送信および第4条による提携先企業への提供を中止する措置をとります。なお、第6条なお書きの定めは、本条でも同様とします。

(個人情報の取り扱いに関する管理責任者および問い合わせ等の窓口)

第8条 第1条第4項に関する管理責任者は乙となります。また、乙では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理責任者を設置しております (個人情報管理責任者役職等の詳細は、乙ホームページ (<https://www.lifecard.co.jp>) をご覧ください)。第1条第4項並びに個人情報の開示・訂正・削除についての申込者および会員の個人情報に関するお問い合わせや個人情報の利用・提供の中止、その他のご意見の申出は、下記のセンターにお願いします。

カスタマーセンター

横浜市青葉区荏田西 1-3-20 〒225-0014

TEL. 03-6840-3232 (受付窓口／インフォメーションセンター)

(本契約が不成立の場合)

第9条 本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実、第1条および第3条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

(約款の変更)

第10条 本約款は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとし、同意の取得もしくは適切な方法での通知または公表を行うものとします。

L I F E－W e b D e s k利用規定

(利用規定)

第1条 本規定は、ライフカード株式会社（以下「当社」という）がインターネット上で提供する LIFE-Web Desk のサービス（以下「本サービス」という）の利用について、次条に従い利用登録が認められた者（以下「利用者」という）に適用されます。

2. 利用者は、本規定のほか、本サービスについての「ご案内」、「ご利用上の注意」その他の注記事項または関連規定を遵守するものとします。

(利用登録と ID・パスワード)

第2条 本サービスの利用者は、当社または当社提携会社の発行するクレジットカードの貸与を受けた者・当社所定のサービス利用者（以下「会員」という）のうち、本規定を承認のうえ当社が定める方法により手続きを行い、当社が本サービスの利用登録を認めた者としてします。

2. 当社は、利用登録を認めた者に対し、利用者を特定し、本サービスを利用するための ID を発行します。利用者は、利用登録の申請の際に自ら指定したパスワードを使用して利用登録を完了させるものとします。なお ID およびパスワードは、当社が認めた範囲内で利用者が任意に変更できます。
3. 当社は、ID およびパスワードの一致を確認することにより LIFE-Web Desk にログインした者を利用者本人とみなします。

(本サービスの内容)

第3条 利用者は、利用登録申請の際に登録した商品によって提供される本サービスの内容が異なることを承諾するものとします。

2. 本サービスの内容は、以下のとおりとします。
 - (1) ご利用可能枠・残高の照会
 - (2) ご利用代金明細照会
 - (3) オンラインキャッシング申込み
 - (4) 支払方法・利用可能枠等の変更
 - (5) ポイントの照会・特典交換
 - (6) E メール配信
 - (7) インターネットショッピング本人認証サービス
 - (8) 属性照会・変更
 - (9) その他のサービス
3. 当社は、本サービスの内容を予告なく追加、変更または中止することがあります。その結果、利用者に不利益が生じてても、当社は補償その他の義務を負いません。

(ご利用代金明細書の郵送停止)

第4条 当社は、本サービスの利用登録によりご利用代金明細書の郵送を停止するものとします。ただし、当社が必要と判断または利用者が希望した場合は、郵送するものとします。

2. 利用者は、本サービスでご利用代金明細情報を閲覧し、これをデータ保存するものとします。なお、データ保存ができなかった場合は当社に申し出るものとします。

(利用者の管理責任)

第5条 利用者は、自己の ID およびパスワードの使用、管理について一切の責任を負うものとし、その ID およびパスワードを用いてなされた一切の行為について、自己が行ったものとみなされることを承諾するものとします。

2. ID およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤または第三者に使用されたことによる損害は、利用者の故意過失の有無にかかわらず、当社は一切責任を負いません。
3. 利用者は、自己の ID およびパスワードが使用されて当社または第三者に損害を与えた場合、自己の責任においてその損害を賠償するものとします。
4. 利用者は、E メールアドレスなど当社に申請した登録内容に変更があった場合、または自己の ID およびパスワードが第三者に無断使用されていること、またはその恐れがあることが判明した場合、直ちに当社所定の届出を行うものとします。また届出がないことにより利用者並びに第三者に不利益や損害が発生した場合にも当社はその責任を負いません。

(利用者の禁止事項)

第6条 利用者は、利用者として有する権利および ID 等を、第三者に譲渡もしくは行使させてはなりません。

2. 利用者は、第1項のほか、次の行為を行ってはなりません。
 - (1) 本サービスの利用登録の際、虚偽の情報を送信・登録する行為。
 - (2) 本サービスの利用によって取得した情報を営業・営利目的に利用する行為、公序良俗に反する行為または法令に違反する行為。
 - (3) 他の利用者または第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為。
 - (4) その他当社が不適当と認めた行為。
3. 本サービスの内容、情報など本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産等は、すべて当社その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはなりません。

(本サービス利用の一時利用停止・登録抹消)

第7条 当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、利用者の承諾なくして ID の一時利用停止または利用登録を抹消できるものとします。

- (1) 会員資格を喪失した場合。
- (2) 本規定のいずれかに違反した場合。
- (3) 本サービスの利用に際し必要とされる債務支払いまたは義務の履行を行わなかった場合。
- (4) ID・パスワードを連続してログインエラーとなった場合。
- (5) その他当社が利用者として不適当と判断した場合。

(利用者に対する E メールによる通知・情報提供)

第8条 利用者は、当社に登録した E メールアドレスを、当社または提携会社等からの重要情報を含む事務連絡メールまたは各種サービス案内やキャンペ

ーン等の通知・情報提供に利用することについて承諾するものとします。ただし、利用者は当社所定の届出をすることにより、事務連絡メール等の必要な通知を除くEメールによる情報提供の中止を依頼することができます。

2. 当社に登録されたEメールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者、利用者とEメールアドレスを共有している者、または第三者に対して損害が発生した場合には、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 利用者は、第1項のEメールが適切に受信できるよう、プロバイダーまたは自己のEメール受信機の設定等を行うものとし、当社が当該Eメールアドレス宛への諸通知・情報を送信したときをもって、利用者に到達したものとします。

(個人情報の取扱い)

第9条 当社は、利用者が登録した情報、本サービスの利用情報等を個人情報として厳重に管理し、次のいずれかに該当する場合の他は第三者に提供しないものとします。

- (1) あらかじめ、利用者に対して、取得方法、提供する目的、提供する個人情報の項目等を通知し、利用者の同意がある場合。
 - (2) 法令等に基づく場合。
 - (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合。
 - (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合。
 - (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
2. 当社は、第1項の個人情報を、次に記載する利用目的や顧客に有益と思われる情報提供に利用できるものとします。また、統計資料などに加工して利用できるものとします。
- (1) 利用者の管理および利用分析・集計のため。
 - (2) 宣伝情報の配信等当社の営業・サービス案内のため。
 - (3) 各種取引の申込み・問合せの確認・照会または連絡・回答のため。
 - (4) 市場調査、商品開発等のため。
3. 利用者の個人情報を預託する場合がありますが、当該個人情報を預託する会社とは機密保持契約を締結し、利用者の個人情報を漏洩しないよう適切な管理を実施します。
4. 利用者の個人情報については、開示を請求できます。開示の結果、その情報が誤っている場合には、訂正または削除を請求することができます。また、第2項の範囲内で利用者の個人情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、提供を中止します。請求・申出は下記にご連絡ください。
- <お問い合わせ先>
カスタマーセンター
横浜市青葉区荏田西 1-3-20 〒225-0014
TEL. 03-6840-3232 (受付窓口/インフォメーションセンター)
5. お申込み・お問い合わせの内容によって、または必要な情報をご提供いただけない場合には、回答できかねる場合があります。また、必要に応じて再度情報の提供についてご確認させていただきます。
6. クッキーやウェブビーコン等を用いるなどして、利用者が容易に認識できない方法による個人情報の取得は行っておりません。
7. 取得した個人情報については、漏洩、滅失またはき損の防止と是正、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

(免責)

第10条 当社は、本サービスの利用に関し、その内容、情報等の完全性、正確性、有用性その他いかなる保証も行いません。また、本サービスにおいて、当社が採用する暗号技術を含めたシステム上の安全対策等は、当社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等を保証するものではありません。

2. 当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、一切責任を負いません。
3. 利用者がIDもしくはパスワードの使用または認証により当社が認める販売店（以下「加盟店」という）から商品・サービスを購入する場合、当該取引きは利用者と加盟店との間で行われるものであって、当社はこれに関与するものではありません。当該取引に関する商品の瑕疵、不着、サービス内容の不備等の苦情並びにこれらに起因して生じた損害については、すべて利用者と当該加盟店との間で解決するものとし、当社はこれについて何ら責任を負うものではありません。

(本サービスの一時停止・中止)

第11条 当社は、次のいずれかに該当する場合、利用者への事前通知または承諾なくして、本サービスを一時停止または中止できます。

- (1) システム保守その他本サービス運営上の必要がある場合。
 - (2) 天災、停電その他本サービスを継続することが困難になった場合。
 - (3) その他当社が必要と判断した場合。
2. 当社は、本サービスの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

(本規定の変更)

第12条 当社は、利用者への事前通知または承諾なくして、本規定を随時変更することができるものとし、利用者也これを承諾します。

2. 利用者は、本規定の変更後、本サービスを利用した時点で、変更内容を承諾したものとみなします。

(準拠法)

第13条 本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第14条 本サービス利用に関する紛争について、利用者と当社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず利用者の住所地または当社の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。